

中央鉱山保安協議会 議事録

1. 日時：平成27年2月10日（火）16：00～17：30

2. 場所：経済産業省別館310会議室

3. 出席者：

（学識経験者）

山富委員（会長）、金子委員、田中委員、所委員、藤田委員、松岡委員、吉本委員

（鉱業権者代表）

石井委員、後根委員、江口委員（山本代理）、戸高委員、成井委員、松本委員、森本委員

（鉱業労働者代表）

嵐委員、井坂委員、志保澤委員、嶋影委員、吉岡委員

4. 議題：

【報告事項】

（1）第12次鉱業労働災害防止計画の実施状況について

（2）平成26年度全国鉱山保安表彰について

（3）「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第5次基本方針）」に係る取組について

（4）金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正（案）について

（5）大水深海底石油・天然ガス鉱山開発に関する保安動向調査について

（6）石炭じん肺訴訟の現状について

（7）平成27年度鉱山保安関係予算案について

○藤原企画調整係長 定刻より若干早いですが、皆さんおそろいになりましたので、これより中央鉱山保安協議会を開催させていただきます。

本日、三木審議官が出席予定なのですが、国会の関係で遅れており、途中から出席させ

ていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、司会を務めさせていただく本間が、急用のため、急遽途中から参加という形になりますので、事務局の私、藤原が務めさせていただきますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

早速ですが、まずお手元の配付資料の確認をさせていただきます。

クリップをとっていただきまして、議事次第の後ろのページに「配付資料一覧」がございます。こちらに沿って確認させていただきます。まず、資料１－１「中央鉱山保安協議会委員名簿」。資料１－２「中央鉱山保安協議会会長の互選について」。資料２「第12次鉱業労働災害防止計画の実施状況について」。資料３「平成26年度全国鉱山保安表彰について」。資料４「『特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第５次基本方針）』に係る取組について」。資料５「金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正（案）について」。資料６「大水深海底石油・天然ガス鉱山開発に関する保安動向調査について」。資料７「石炭じん肺訴訟の現状について」。資料８「平成27年度鉱山保安関係予算案について」。参考資料１「第12次鉱業労働災害防止計画の概要」。参考資料２として「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針について」でございます。

以上が本日の資料でございますが、乱丁・落丁等ございましたら事務局までお知らせください。

本協議会の議事の運営につきましては、中央鉱山保安協議会運営規程に基づき、議事は公開とし、一般傍聴を認めますが、特別の事情がある場合は、会長の判断で非公開にすることが出来るものとします。また、会議の配付資料及び議事録は、原則として公開いたします。議事要旨は、速やかに経産省のホームページを通じて公表いたします。なお、特別の事情がある場合は、会長の判断で配付資料、議事録、または議事要旨の一部、または全部を非公開とすることが出来るものといたします。

以上につきまして、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

続きまして、本協議会委員の交代についてご説明いたします。

本協議会は、前回までは30名の委員で構成されていましたが、議論をより活発化するために、委員総数を21名といたしました。また、新たに6名の委員の方に就任をお願いしておりますので、ここでご紹介させていただきます。お手元の資料１－１をご参照ください。

学識者を代表する委員としまして、松岡俊文委員。

○松岡委員　松岡です。よろしくお願いいたします。

○藤原企画調整係長 所 千晴委員。

○所委員 所でございます。よろしくお願いいたします。

○藤原企画調整係長 鉱業権者を代表する委員といたしまして江口裕幸委員ですが、本日は、ご都合により代理として山本様にご出席をいただいております。

○江口委員（山本代理） 山本でございます。よろしくお願いいたします。

○藤原企画調整係長 成井英一委員。

○成井委員 成井でございます。よろしくお願いいたします。

○藤原企画調整係長 労働者を代表する委員としまして小林豊委員ですが、本日は、ご都合によりご欠席です。

志保澤秀樹委員。

○志保澤委員 志保澤でございます。よろしくお願いいたします。

○藤原企画調整係長 以上の皆様でございます。

続きまして、委員のご出欠の状況ですが、鉱業労働者代表者の委員の川原委員と小林委員の2名の方は、所用により欠席されております。また、代理者の出席としまして、先ほどご紹介いたしました鉱業権者代表者の江口委員の代理としまして、山本様にご出席いただいております。

したがって、協議会委員21名中、代理の方も含め19名が出席されておまして、学識経験者の委員、鉱業権者を代表する委員及び鉱業労働者を代表する委員のおのおので半数以上のご出席をいただいております。これにより、鉱山保安協議会令第4条第1項の規定に基づき、本日の協議会は成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本協議会会長の互選に移らせていただきます。資料1－2の「中央鉱山保安協議会会長の互選について」をごらんください。

鉱山保安法56条第1項の規定により、会長は、学識経験者を代表する委員のうちから互選により選出させていただきます。

僭越ではございますが、事務局から、前回会長をお務めいただきました山富委員に会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、山富委員に中央鉱山保安協議会会長をお願いすることといたします。

山富委員、恐れ入りますが会長席にご移動をお願いいたします。

それでは、山富会長、議事進行のほどよろしくお願い申し上げます。

○山富会長　ただいま選任されました山富でございます。至らぬところがあると思えますけれども、議事進行にご協力をお願いし、活発なご意見をお出しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、早速議事に入りますが、本当はここで三木大臣官房審議官にご挨拶をいただくところなのですが、先ほどご案内ありましたように、急用のため遅れてのご出席となります。ですので、適宜、着かれた後、時間の区切りのいいところでご挨拶をいただきたいと思います。

では、本日は7件の議事がございます。最初に、(1)「第12次鉱業労働災害防止計画の実施状況について」ということで、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○吉野鉱山・火薬類監理官　鉱山・火薬類監理官を務めさせていただいております吉野でございます。資料に沿ってご説明させていただきます。

資料2をお手元にご用意いただきます。「第12次鉱業労働災害防止計画の実施状況について」ということでございます。本協議会におきまして、2年前に第12次鉱業労働災害防止計画をご審議・ご議決いただいたところでございます。こちらのほう、平成25年から29年までの5カ年の鉱業労働災害防止計画という位置づけでございます。そちらのほうのおよそ2年間の実施状況についてご報告申し上げ、平成27年度に向けた方針をお諮りしたいというふうに存じます。

1 ページめくっていただきまして、目次のページがございます。まず最初に計画概要をご説明いたしまして、鉱山保安の概況、取り組み状況、最後に27年度の取り組み方針という形でご報告を申し上げます。

3 ページにお進み願います。2年前にご審議いただきました鉱業労働災害防止計画でございますが、目標といたしましては、災害の撲滅を目指すのだということを掲げさせていただきました。そして具体的な指標といたしましては、5年間の平均という形で度数率、こちらのほう、稼働延べ100万時間当たりの罹災者数というふうに定義させていただいております。また、強度率、こちらは1000時間当たりの労働損失日数、けがなどで入院などされた際の労働損失日数を示したものでございまして、度数率が災害の発生頻度、強度率が発生した災害の重篤度を表しているというものでございます。こちらのほう、どちらも0.85以下、0.35以下という目標を掲げさせていただいております。

それらを達成していくために、7つほどのツールを掲げさせていただきました。そちらのほう、参考資料1のほうで詳しく書いてございますが、特に3つの重点を置いて推進し

ておりますものが、そのページの下の部分にございます。まず1つ目が鉱山保安マネジメントシステムということでございまして、これは他の労働分野でも行われておりますが、しっかりと鉱山の労働作業のリスクアセスメントを行いまして、そのアセスメントに基づいてプライオリティーをつけて、1つ1つ災害要因をつぶしていこうということでございます。そのためのプラン・ドゥー・チェック・アクションというPDCAを回していただくということを総称いたしまして鉱山保安マネジメントシステムというふうに呼ばせていただいて、その普及に努めているところでございます。

また、右のページに移りまして、発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進というのを掲げさせていただいておりますが、このようなPDCAを回すのとまた別立てでございしますが、実際鉱山災害も、昔の落盤でございましてとかガス爆発といったようなものは非常にまれになってきておりまして、墜落、転倒、またコンベア等の運搬装置でございましてとか回転物への巻き込まれ、挟まれといったようなものが災害の原因の主流になってきております。また、その直接原因もヒューマンエラーが多くなってきておりますので、そのような災害に対して重点的に取り組んでいくというのが3として掲げているものでございます。

最後に、7というふうにしておりますが、国及び鉱業関係団体、各団体でございますが、現場のモチベーションを上げていこう、また注意喚起をしていこうということで、さまざまな国としての研修・講習をさせていただいておりますし、各団体におきましても保安管理マスター制度といったような、現場の方がモチベーションをもって勉強に取り組むような試験制度を展開したりしているものでございます。このような形で、先ほど申しました度数率0.85、強度率0.35を達成していこうというものが5カ年計画でございます。

4ページにお進みいただきまして、特に中心となります鉱山保安マネジメントシステムに関しましては、リスクアセスメントの実施状況を縦軸にとり、リスクアセスメントに基づくPDCAのマネジメントの実施状況を横軸にとりまして、その評価をより高めていこうということで、赤が60点以下、黄色の部分が90点以下で、青い部分が90～100点といったような形で、できるだけ青い部分の比率を高めていこうという形で具体的な運動を展開させていただいております。

内容といたしましては、大きな鉱山向けにはマニュアルを配布して取り組んでいただいているところでございますし、小さな鉱山に対しましては、漫画を用いましたような簡便なやり方を紹介いたしまして、研修会なども開いて普及に努めさせていただいているものでございます。

また、次の5ページ、具体的にマネジメントシステムの普及に関しましては、5カ年か
けてまして現在の足元、本格導入鉱山、青色のところを、24年で13%を5年後には30%に、
導入推進鉱山、黄色のところを、25%を33%にといったような形で引き上げていこうとい
うものでございます。また、先ほどご紹介いたしました度数率、強度率の数字に関しまし
ては、過去のトレンドの中から、度数率に関しましてはやや意欲的な目標を掲げさせてい
ただいているものでございます。強度率に関しましても、トレンドよりはやや下を目指し
て、5カ年で漸減していこうということで、このようなグラフをねらっているものでござ
います。

続きまして鉱山保安の現況、7ページまでお飛び願います。そちらのほうに鉱山保安の
現況をお示ししているところでございます。罹災者数の推移は、左下のグラフでございま
すが、少しずつ減ってきているところでございます。特に平成26暦年は非常に少なく、
過去最低ということで、鉱山関係者の皆様のご努力が結実したというふうにも評価できる
のではと考えているものでございます。

その一方、右側のグラフをごらんいただきますと、建設業でございましてか製造業との
度数率、強度率の比較がございしますが、棒グラフの度数率のほうは遜色ないところに来て
おりますが、強度率のほうは、やはり傾向的に他産業を上回るという傾向が依然としてみ
てとれるということでございまして、一度発生すると重篤な災害になりやすいという鉱山
の特徴がみてとれるというものでございます。

また、次の8ページにお進みいただきますと、実際の墜落等の原因別に並べさせていた
だいたものでございます。こちらのほう、左側の円グラフでございまして、墜落、
また機器への巻き込まれ、運搬装置への巻き込まれ、車両での事故といったようなところ
が非常に大きな要因を占めているということがみてとれるわけございまして、特に墜落
とコンベアへの巻き込まれが非常に大きな要因となっているということが、右の棒グラフ
からもみてとれるかと存じます。これらの撲滅を目指していきたいということで運動を展
開させていただいております。

では、実際に26暦年の成果をご説明いたしますと、10ページのほうにお進み願います。
先ほどお示ししましたグラフに25暦年と26暦年の実績をプロットしたものでございます。
度数率、濃い青のほうの線は、25年はやや悪化しましたが、26年は非常に改善いたしまし
て、目標を大幅に下回るという形の成果となっております。一方、強度率、水色のほうの
線は、目標を大幅に上回る状態が25、26暦年と続いているところでございます。

この内容といたしましては、昨年26年は死亡災害1名、また下肢、足を1本失う災害がそれぞれ1件発生いたしまして、この2つが大きな背景となりまして強度率の目標を上回ってしまったというものでございます。

次ページにお進みます。先ほど申し上げました鉱山保安マネジメントシステムのほうの普及状況でございますけれども、下の表のところでございますが、本格導入鉱山、水色のところは、まだ十分ではございませんが、おおむね20%までは普及してきたというところでございます。一方、導入推進鉱山は、32から38%まで伸びてきておりまして、着実な普及が図れているというふうに考えているところでございます。このようなマネジメントシステムの普及なども背景といたしまして、少しずつ度数率が下がっているのではないかというふうに考えておりますが、その辺はまだ各年の変動もございますので、27年度、28年度といったような状況を見据えつつ、また詳細な分析を今後加えて評価を確定していきたいと考えているところでございます。

続きまして、12ページのほうにお進みます。こちらのグラフのほう、ちょっと見づらくて恐縮でございますが、先ほど申しました鉱山保安マネジメントシステムの普及状況をあらわすグラフでございまして、リスクマネジメントの実施状況を点数化したものを縦軸に、マネジメントシステム、PDCAの実施状況を数値化したものを横軸に置かせていただいております。プロットの色によって、そこに位置する鉱山数をあらわしておりまして、どちらも、縦軸、横軸とも100点満点の鉱山が36鉱山という形である一方で、残念ながらどちらも0点というところが34鉱山あるといったようなところでございます。

実際、このプロット上、昨年発生しました罹災者を伴う災害が13件ございましたけれども、90点以上のところで4鉱山、60～90点のところで6鉱山、また逆に60点以下のところで3鉱山という形で分布しているところでございます。こちらのほう、各鉱山の規模でまた分布をみてまいりますと、やはり点数が高いところは大規模鉱山が多く、左下のほうは小規模零細鉱山が多く、また稼働率も低いといったような傾向がございますので、この辺、さらに詳細な分析をして、各鉱山へのフィードバックをしていきたいと考えているところでございます。

特に縦軸のところに張りついております、リスクアセスメントはある程度しているのですが、なかなかPDCAに着手できていない縦軸付近のものに関しまして支援を強化していきたい、零細鉱山への支援を強化していきたいと考えている次第でございます。

続きまして、次の13ページにお進みいただければと思います。鉱山保安マネジメントシ

システムと並行的に進めております発生頻度の高い災害に対する対応ということでございまして、特にこちらのほうは災害情報の水平展開をインターネットを使いまして、またリーフレット、紙媒体も使いまして行わせていただいているものでございます。その結果といたしまして、特に墜落災害は平成25年から平成26年にかけて半減、及びコンベア災害は6件を0件とするという目標を掲げましたが、それに対しまして、墜落は4件ということでおおむね目標を達成いたしましたして、コンベア災害のほうは、0件は無理でしたが6件を2件まで減らすことができたというものでございます。注意喚起の効果があらわれているのではないかと考えておりますが、こちらのほうも単年度の振れが考えられますので、今後運動を展開していくことによって、この水準をぜひ維持していくことにしたいと考えているものでございます。

続きまして、14ページをごらんいただければと思います。直接的に鉱山保安マネジメントシステムでございましてか墜落災害の撲滅といったようなことを側面支援するために、現場の方々のモチベーションを高めていくという活動を、鉱業団体の方々と連携して行政のほうで進めさせていただいているものでございます。特に26年におきましては、民間の鉱業関係団体によって設立されました鉱山保安推進協議会の活動と連携をさせていただいたものでございます。

まず、保安管理マスター制度という資格試験制度を設立させていただきまして、露天採掘と石油系の鉱場という2つの試験制度が設けられまして、そちらのほうを協力させていただいたところでございます。また、鉱山保安推進協議会の会長表彰制度というものをお作りいただきまして、こちらを国の大臣表彰のほうと一緒に表彰式を行うという形で、現場の方々のモチベーションを高めたいという取り組みをさせていただきました。

そのほかにも、一番下の○、「また」のところでございますが、昨年この場でご審議いただきました休廃止鉱山の資格認定協会の認定講習の修了者に関しましては、休廃止鉱山の坑廃水処理の作業監督者として認めるという形で省令改正を昨年6月にさせていただきまして、高齢化や人材不足への対応とさせていただいたところでございます。このような形で来年度につきましても、民間の団体、事業者の方々との連携を密にしまして運動を展開していきたいと考えているところでございます。

では、27年度の目標でございますが、16ページにお進み願います。グラフのほうに目を通していただきますと、濃い水色の度数率のほうは26暦年の成績がよかったということでございますので、5年間の0.85という目標にほぼ近い0.84という目標で今後3年間を通し

ていけば、5年計画の目標が達成できるということでございまして、5年計画を着実に達成するという形で、0.84を来年度の目標とさせていただければと考えているものでございます。

一方、水色のほうの強度率でございますが、残念ながら25、26年と目標を大幅に上回っているということでございます。こちらのほう、5カ年計画の目標を達成しよういたしますと、27年度以降の目標を大分深掘りさせていただく必要がございます。0.18以下ということに計算上は相なります。0.18以下というのは、労働損失日数で申しますと約3,950日ということでございます。保安の関係者の方はご承知かと存じますが、死亡災害が1名発生いたしますと損失日数は7,500日と決まっております。また、そのほか重篤な後遺症が残るような災害ですと、3,000日、4,000日といったような損失日数でございます。したがって、今後3年間死亡災害を0と押さえ込むのだということが可能でございますれば、この目標が達成可能ということでございます。そのような目標を掲げるという意味で、0.18以下というのを27年度の強度率の目標と設定させていただきたいと考えているものでございます。

そのほか、17ページでございますけれども、鉱山保安マネジメントシステムのほうに関しましても、27年度の目標のところでございますが、最終年度に本格導入鉱山、水色のところを30%に引き上げるという意味で、中間年でございますので25%まで。また、ピンクのところをできるだけ減らしていくということで、そこを38%にまで減らして黄色のところに移っていただくという形で27年度の目標を掲げさせていただきたいと考えているものでございます。

18ページにお進みいただきまして、墜落と巻き込まれの2つの災害は、26暦年はある程度押さえ込めたということでございますが、死亡災害、重篤災害が幾つか、死亡災害が1、重篤災害も特に重いものは1でございますが、そのほか幾つか発生したところでございますので、やはり重篤な災害に着目したリスクアセスメントを鉱山のほうで徹底して行っていただきたい。また、行政のほうとしましては、そのような過去の重篤災害のリスクアセスメント事例をお配りして、それを参考にしてリスクアセスメントに取り組んでいただきたいというふうに考えているところでございます。そのようなことで重篤な災害を撲滅していきたいと考えているところでございます。

最後のページでございますが、まとめということでございます。そのような形で鉱山保安マネジメントシステムの普及、リスクアセスメントによる重篤災害の撲滅、そして引き

続き事業者の方々、鉱山労働者の方々と連携した行政の取り組みを推進していくという形で目標を達成していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○山富会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等がございましたらお出しください。

○森本委員 石灰石鉱業協会の森本でございます。

ただいまご説明がありました国及び鉱業関係団体との連携・協働のところで、保安管理マスター制度についてご説明がありました。これに関してお礼と、さらなるお願いを申し上げます。

ご説明にもありましたとおり、保安管理マスター制度は、鉱山保安推進協議会の傘下のもと、人材育成のために、民間制度として石灰石鉱業協会と天然ガス鉱業会が共同事務局として保安管理マスター制度運営委員会を設立し、そこが実施主体となって、一昨年、平成25年から実施をしております。本年度、平成26年は2年目を迎え、露天採掘分野に加えまして、石油・天然ガス分野の鉱場分野も追加をして実施をしております。この実施に当たりましては、経済産業省のほうから法令試験並びに法令講習に係る講師の派遣等多大なご協力をいただいております。この場をかりて厚くお礼を申し上げます。

本制度の創設からまだ2年目というところですが、受験者の試験結果をみると、法令に関する知識レベルは、国家試験終了から10年目を迎え、改正鉱山保安法に関する勉強の機会も限られておることから、法令の理解度の向上が課題になっておるとというのが現状でございます。このため、引き続き本制度の実施に必要なご協力の継続をお願いしますとともに、受験者を初めとする鉱山関係者が法令の理解を深めるために、各地域の法令研修会などへの講師の派遣等、ご支援をお願いしたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

以上です。

○山富会長 ありがとうございました。

ほかに。

○石井委員 太平洋セメントの石井でございます。保安マネジメントシステムの弊社の取り組みと要望についてでございます。

弊社では、関係会社の鉱山を含めて、太平洋セメントグループとして13の石灰石鉱山を

運営しております。各鉱山の規模はさまざまございまして、大きいものでは年産1,100万トン、小さいものでは20万トン程度の鉱山まで、さまざまな規模の鉱山がございます。弊社では、各鉱山の個別の取り組みとグループ全体での取り組みと、その両方で鉱山保安マネジメントシステムの推進と定着を図っております。

まず、グループとしては、マネジメントシステムの運用としましては、前年度のグループ鉱山の保安実績と活動内容の反省を踏まえ、弊社グループとしての年度保安管理方針、保安目標、共通取り組み事項を策定し、グループ鉱山全体でこれに取り組んでございます。

一方、各鉱山のほうでは、グループの年度保安管理方針のもとに、それぞれの鉱山で保安管理方針、保安目標、具体的な活動を策定し、実行してまいっております。また、リスクアセスメントにつきましては、既に全鉱山でこれを導入済みでございまして、KY活動、ヒヤリハット活動、保安パトロールと同じく、保安活動の最重要テーマの一つとして取り組んでございます。

弊社グループの保安成績としましては、第11次鉱業労働災害防止計画期間において度数率は0.39、強度率は0.72と、強度率が非常に高い傾向でございましたが、第12次の鉱業労働災害防止計画につきましては、2013年度から現在までの途中経過でございしますが、度数率については0.32、強度率については0.03と、国の目標とする値を下回る成績で推移してございます。これは、各鉱山において鉱山保安マネジメントシステムを推進し、その成果が徐々にあらわれているものと考えてございます。弊社グループ鉱山における鉱山保安マネジメントシステム本格導入鉱山は、当初55%でございましたが、平成26年時点で85%まで進んでいる状況でございます。

今後の課題としては、マンパワーが少ない小規模鉱山の保安活動をいかにフォローしていくのかということが重要であるというふうに考えてございます。このため、現在弊社グループでは、これら小規模鉱山を含めて少なくとも年2回、保安強調月間を定めた共通項目の取り組みを行っております。また最近では、特に重篤な災害につながりやすい墜落・転落災害、ベルトへの巻き込まれ災害について、これに特化したリスクアセスメントやパトロールを一斉実施しております。

最後に要望でありますが、中小鉱山の保安強化につきましては、我々企業サイドの活動ではおのずと限界がございます。行政におかれましては、ぜひとも保安教育、講習の充実、フォローを図っていただき、小規模鉱山の保安レベルの底上げにつながるようなご支援をぜひお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○山富会長 ありがとうございました。

○吉野鉱山・火薬類監理官 ありがとうございます。承知いたしました。

○山富会長 ほかに。

○松本委員 天然ガス鉱業会から、一言お礼と、この1年間の実績についてのご報告を申し上げたいと思います。

先ほど石灰石鉱業協会の森本委員からもご紹介いただきましたけれども、保安管理マスター制度の試験につきましては、天然ガス鉱業会では今年度初めて実施いたしまして、資格名称を鉱場技術保安管理士という名称といたしました。実施までにはテキストの改訂、こうした保安テキストを作成いたしております。これは過去の鉱場保安のテキストを改訂して使うというふうなことでつくっております。そして過去問集などの作成、業界内での周知などの準備も行っておりましました。

この結果、鉱場技術保安管理士の試験には、受験者数が全国で322名、合格者数が87名、合格率は27.0%となりまして、石油・天然ガス鉱業にとっては非常に重要な試験制度として順調なスタートが切れたと考えております。実施に当たりまして経済産業省から多大なご協力をいただきまして、感謝申し上げます。引き続き来年度の実施に向かいましてご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

なおまた、本試験制度の実施状況をご賢察の上、今後、作業監督者の選任要件としてのご検討につきましても、ぜひよろしくお願い申し上げます。

次に、鉱山保安推進協議会会長表彰制度について申し上げます。関係鉱業4団体で、今年度から民間表彰制度として、ご案内のございました鉱山保安推進協議会会長表彰制度を立ち上げて、経済産業大臣表彰式と併催という形で表彰式を開催させていただくことができました。また、祝賀会は、鉱山保安推進協議会主催で開催することができました。参加者からは、この表彰制度及び式典につきまして、非常に励みになるというふうに聞いております。来年度以降もぜひご協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山富会長 ありがとうございました。

ほかによろしゅうございますでしょうか。

○田中委員 鉱山保安のより一層の改善に日ごろ努力されていることに、大変敬意を表させていただきます。

私、申しわけないのですが、1つわからないことを素朴にご質問してよろしいでしょうか。

○山富会長 どうぞ。

○田中委員 4ページに鉱山保安マネジメントシステムの点数分布図というのがございますけれども、これは鉱山のそれぞれの自己評価でしょうか、それとも外部的な、例えば監督官による評価でしょうか。もし自己評価だとしたら、謙虚な鉱山さんが多いのかしらというふうなところも感じた次第なのですけれども。

○吉野鉱山・火薬類監理官 この平成24年の数字は、純然たる自己評価でございます。目標のところで申しますと、17ページのほうにお進みいただきますと、25年実績、26年実績のところは、鉱山のほうに自己評価していただいたものを監督部のほうで、面談といいましか、入って、最後確定したというものでございます。監督部が外部評価かというところとちょっとあれでございますけれども、そのような目で客観性を少しもたせた形でやらせていただいております。

○田中委員 どうもありがとうございました。

○山富会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

まだ三木大臣官房審議官は到着されておられませんので、2番目の議題「平成26年度全国鉱山保安表彰について」、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○吉野鉱山・火薬類監理官 続きまして、資料3をお手元にご用意願います。

こちらのほう、ただいま委員の方々からもご発言ございましたが、全国鉱山保安表彰、昨年の10月に経済産業大臣表彰といたしまして、鉱山の部4鉱山、保安従事者の部23名、保安功労者の部といたしまして1名の表彰をさせていただいたところでございます。上の四角囲みの一番最後の行に書いてございますが、26年度より、大臣表彰を鉱山保安推進協議会会長表彰式と併催という形で、より鉱山の分野でご尽力いただいた方々に皆で感謝申し上げるという形で盛り上げさせていただいたものでございます。おかげさまで、国のほうではなかなか祝賀会というほうの予算確保が困難な中で、協議会のほうにご協力いただきまして、より花を添えることができ、大変いい会になったというふうにご評判をいただいているところでございます。個々のお名前に関しましては、時間の関係もございますので省略させていただきます。

以上でございます。

○山富会長 ありがとうございました。

それでは、この件について、コメント、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○森本委員 また石灰石鉱業協会の森本です。

先ほど松本委員のほうからもお話がありました。今ご説明があったように、鉱業労働災害防止協会がなくなったため、民間としての表彰がなくなりましたが、今年度新たに鉱山保安推進協議会会長表彰を実施することができました。改めて石灰石鉱業協会のほうからも感謝申し上げますとともに、また来年度以降もよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○山富会長 よろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。

それでは、次の議事に移ります。

3 番目『『特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第5次基本方針）』に係る取組について』ということです。こちらをご説明をお願いいたします。

○吉野鉱山・火薬類監理官 それでは、資料4のほうをお手元にご用意願います。

こちらのほう、「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」、2年前、本協議会でご審議いただきました鉱害防止に係ります10カ年計画（第5次基本方針）として定めさせていただきました。この10カ年計画の中では、1. の3つ目の○、「方針の概要は以下のとおり」という形でございますが、6つの目標を掲げさせていただきました。鉱害防止残存工事の早期完了、坑廃水処理の終了、さらなるコストの削減、排水基準規制強化への対応、中和殿物の減容化、集積場の確保、ずりの集積場の耐震対策、そして坑廃水処理管理者の不足・高齢化対応ということで、6つの大きな項目を掲げさせていただいたところでございます。中でも力を入れておりますのは、工事、水処理、耐震対策の3つでございますので、そこに関しましてご報告申し上げる次第でございます

2. (1)のところでございます。鉱害防止残存工事のほうでございますけれども、こちらのほう、残り65億円分の事業量ということでございます。2年間経過いたしまして、約4.9億円の工事の執行が済んだというところでございます。国及び地方自治体からの補助金の予算の確保が厳しい財政事情の折でなかなか進んでおりませんで、このような形となっております。今後も全力を尽くして事業者、特に自治体の実施が中心でございますが、自治体への補助のための予算の確保に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

また、費用対効果を高めろというご指摘をいただいているところでございまして、(1)

の3つ目の○のところでございますが、個々の工事に関しまして、外部有識者の委員会を設けまして、事前評価をいただいて費用効果を高める取り組みを始めさせていただいたところでございます。

下のほう、(2)坑廃水処理の終了、及びさらなるコストの削減のところでございます。こちらのほう、義務者不存在鉱山23鉱山、及び義務者存在鉱山48鉱山に対しまして、その水処理に対しまして補助をさせていただいているところでございます。こちらのほうもコスト削減に努めろというふうなご指摘を10カ年計画でいただいたところでございますが、特に26年度に関しましては、電力代の上昇、人件費の上昇といったようなことが効まして、費用としましては若干増というところでございます。

一方、廃水の濃度が比較的薄い、規制基準を若干上回っているようなところに関しましては、濃度的な中和剤の投入と攪拌、沈殿という形ではなく、自然の循環を活用したパッシブトリートメントなどの方法でメンテナンスフリー、コストを極力抑えた形でやっていけないのかといったような形で、ページの先のほうに添付資料、別紙として写真をつけさせていただいておりますが、北海道稚内のそばの本庫鉱山で、写真にございますような人工池をつくって、ここに水を流すことによって中和処理して自然に返すという形の実験を25、26年度させていただいております、おおむね良好な結果が得られているところでございます。まだ豪雨時の増水などに備えまして、中和剤の投入施設のほうも併設しているところでございますが、今後傾向を見つつ、またご地元の自治体、住民のご理解を得つつ、パッシブへの完全移行といったようなことを進めていきたいと考えているところでございますし、また、この北海道・本庫鉱山以外の比較的類似の鉱山に関しまして、この方法をモデルファイしながら適用していきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料の文章のほうに移らせていただきまして、(3)は排水基準強化への対応でございますので、割愛させていただきます。

(4)中和殿物の減容化のところに関しましては、近くにまさにセメント工場があるようなところに関しましては、そちらのほうに有償で引き受けていただけるような性状の中和殿物などに関しましては、お引き受けいただけるような形で行政のほうも間をとりもって進めているといったようなものでございます。

次のページにお進みいただきまして、(5)耐震対策のところでございます。こちらのほう、東日本大震災の発生時に金属鉱山のずりの集積場が3カ所ほど流出いたしました。これはいわゆる内盛り式スライム集積場と呼ばれるタイプのものでございましたので、このよう

な集積場に関しましての耐震評価の指針を平成24年度に改正いたしまして、いわゆるレベル2地震動に対しての評価を導入したところでございます。

この評価手法を導入したことに伴いまして、各鉱業権者の方々に、該当する鉱山に関しましての評価の実施、また義務者不存鉱山に関しましては、国のほうが直接自治体と一緒にやって評価をしていくというようなことを進めさせていただいているところでございます。

3番目の○の一番最後の括弧書きのところでございますが、対象となる鉱山がおよそ90鉱山のうち、70弱のところの評価が終了して、約二十数鉱山の評価が残されているというところでございます。評価が終了した中で対策工事が必要というふうになったところに関しましては、既に工事に着手、終了したところ、また、今着手準備を進めているといったようなところがございます。特に義務者不存鉱山に関しましては、対策の実施主体となる自治体も財政事情が厳しい状況でございますので、できるだけコストパフォーマンスの高い工法をJOGMECや民間のコンサルタントなどと相談し、自治体の理解、地域住民の方のご理解を得るような機会を設けながら、現在進めている、ないしは進めようとしているところでございます。

最後、(6)のところは、休廃止鉱山の水処理の技術者の不足、高齢化ということでございまして、先ほど資料2でもご説明申し上げましたが、財団法人休廃止鉱山資格認定協会の認定資格に関しましては、作業監督者として認めるという形でこの対策を講じているものでございます。実際、昨年6月に省令を改正いたしまして、この資格を取られた7名の方が作業監督者として選任されているという状況でございます。

本資料に関しましては以上でございます。

○山富会長 ありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問、コメント等がございましたらお願いいたします。

藤田先生、所先生、かかわりの深いご専門の立場から何かコメントをいただけますでしょうか。

○所委員 それでは、少しコメントさせていただきます。

私、廃水処理が専門なのですが、廃水処理の観点からは、ただいまパッシブトリートメント、コスト削減、敷物の利用といったいろいろな課題をご紹介いただきましたけれども、現場を拝見していますと、かなりぎりぎりのところまでコスト削減をされていらっしゃるのかなと、非常に努力されているのかなという印象を受けております。

一方で、これ以上のコスト削減あるいは卒業、それからパッシブトリートメントの導入となりますと、ある程度のリスクも伴うようなものでありますので、こういったところに關しましては、もちろん私自身もさらなる改善あるいは向上ということが必要だとは思っておりますけれども、非常に行政のバックアップが必要な分野であるというふうに感じております。

以上、コメントでございます。

○山富会長 ありがとうございました。

○藤田委員 コスト低減については、関係者の皆様が非常に頑張っていただき苦勞されており、予算申請においても大変と思います。しかし、施設の老朽化対策、発水源対策、廃水処理をもっとアピールして、もう少し費用があればいいなと思うこともございます。

以上です。

○山富会長 ほかにいかがでしょうか。——よろしゅうございますでしょうか

それでは、次の議題に移ります前に、三木審議官がご到着されましたので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○三木大臣官房審議官 皆さん、こんにちは。遅れてまいりまして申しわけございません。昨年7月に着任をいたしました産業保安担当審議官をしています三木でございます。ちょっと本日、国会の関係の会議に急遽呼ばれてまして、遅れてまいりまして申しわけございませんでした。

本日は、山富会長を初めとして委員の皆様方、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろ鉾山保安行政にご協力を賜りまして、改めてここで感謝を申し上げたいと思います。

本鉾山保安協議会は、昨年2月以来の約1年ぶりの開催ということでございまして、この1年間の鉾山保安の現況でありますとか、もう既に議題が進んでおりますけれども、鉾業労働災害防止計画の進捗状況、それから今の議題にありますような鉾害防止の取り組み状況などについてご報告をさせていただき、皆様方から忌憚のないご意見を頂戴できればというふうに思っております。

昨年は、これはもう既にご説明させていただいたと思いますけれども、鉾山の罹災者数、災害件数で過去最少であったということでございまして、ある意味自主保安が進展したのではないかというふうに思っておりますけれども、気を引き締めて、鉾山保安マネジメントシステムのさらなる推進でありますとか、支援ツールの拡充ということをやっていき

いと思っております。

鉱害防止に関しましても、昨年は大雨、台風などの自然災害も多うございましたので、こういう自然災害の備えにどこまで対応していくのかということも踏まえまして、ぜひ率直な忌憚のないご意見を皆様から頂戴いたしまして、鉱山保安行政をさらに進めてまいりたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○山富会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして(4)「金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正（案）について」、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○小泉金属鉱業等鉱害対策官 小泉でございます。資料5に基づきまして、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正（案）についてご説明させていただきたいと思っております。

まずは、1. をご覧ください。金属鉱物等の採掘権者等は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定に基づきまして、特定施設——坑道とか捨て石等の集積場でございますけれども、それらの使用終了後にみずからが実施する鉱害防止事業に必要な資金を、あらかじめ鉱山の操業中に積立金としてJOGMECに積み立てるということが義務づけられております。

詳細は次のページの別紙1にポンチ絵がございますけれども、鉱山保安法に基づき、鉱害防止のために必要な措置を講じなければならない施設、今申したように具体的には坑道、捨て石、また鉱滓の集積場等になりますけれども、こうした施設の使用終了後に行う鉱害防止費用をあらかじめ担保するため、特措法に基づきまして採掘権者等に積立金を義務づけているというところでございます。

次に、1 ページにまた戻っていただきたいのですが、一方、鉱害防止積立金は、積み立てた者、つまり採掘権者等の資金の流動性を凍結させるということになりますので、その積み立てた者に対してできるだけ過大な負担を与えないということが必要であり、当該積立金に利息を付すということが金属鉱業等鉱害対策特別措置法に定められております。利息は、そこにごございますように過去に何度か、その都度の金利情勢を踏まえて改定を行ってございます。現在の利息は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則第16条第1項に、年利1.0%というふうに規定されているところでございます。

また、飛び飛びで恐縮なのですが、別紙2をごらんください。鉱害防止積立金の管理及び利息の支払いはJOGMECが行ってございますけれども、最近の低金利の状況下では、

支払い利息が運用利息を大きく上回るため、右の下の方にございますけれども、1%の利息では29年度には利息の残高が枯渇し、採掘権者等に対する利息の支払いが滞るという見込みに現時点のシミュレーションではなっております。このため、利息の利率を適正なものに見直すということが必要となっております。

次に、改正の内容でございますけれども、その下の表に改正利息0.5%と書いてございますけれども、そのシミュレーションにもございますように、今後の鉱害防止の積立金の運用金利の見通しを勘案するとともに、改定後の金利による利息の支払いが安定的に推移し、かつ適正な利息残高を確保する観点から、現行の年1.0%から0.5%に変更したいと考えてございます。

また1ページ目に戻っていただきたいのですが、今後の予定でございますけれども、本日の協議会の終了後、速やかに本件を30日間のパブリックコメントに付しまして、その後、当省の省内の所要の手続を行った上で、本年4月上旬に同施行規則の改正を公布し、5月上旬には施行したいというふうに考えてございます。

以上、甚だ簡単でございますが、ご報告いたします。

○山富会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、ご質問、コメント等ございましたらお願いいたします。——よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

次は報告事項、(5)「大水深海底石油・天然ガス鉱山開発に関する保安動向調査について」ということです。ご説明をお願いいたします。

○吉野鉱山・火薬類監理官 資料6のほうをお手元にご用意願います。

大水深海底石油・天然ガス鉱山開発ということでございます。これまで、我が国の周辺海域では、いわゆる大陸棚の水深300メートルぐらいの深さのところ、着底式の掘削リグを用いまして石油・天然ガスの開発・生産を行っているところでございます。

一方、1. のポツ1にございますが、近年、ここ10～20年、メキシコ湾、ブラジル沖、北海といったような大規模油田におきましては、そのような大陸棚の先のより深いところ、水深1,000～2,000メートルといったようなところで、浮体式の掘削リグを用いまして大水深の石油・天然ガス開発を行うということが進捗しているところでございます。

2つ目のポツでございますが、我が国の排他的経済水域におきましても、浅いところにおいて開発がかなり進んでいますが、より深いところで探査していこうという動きが出て

きておりまして、そのポテンシャルへの期待が高まっております。直近では2013年に、いわゆる基礎試錐、試掘が行われたところでございます。

したがいまして、このような背景をもちまして、今後5年とか10年というスパンで考えましたときには、我が国の排他的経済水域におきましても、大水深の石油・天然ガスの生産が行われる可能性があるというふうに予想されるところでございます。これまで鉱山保安法の石油・天然ガス鉱山への保安の規制というものは、あくまで大陸棚の深さ程度のものを対象として基準の整備などが行われてきているところでございますので、1,000メートル以上の深い海底における開発では、また技術的にも大分異なるものが使われたりしている部分がございます。着床式のリグから浮体式のリグ、より高圧の海底下で稼働しなければいけない暴噴防止装置、また遠隔で操作を行うメンテナン스로ボットといったようなものが開発には必要となってきたところでございますので、そのような技術情報、またそれに対する保安の規制について、各国の状況を確認していく、また、それを将来の我が国の鉱山保安の参考としていく必要があると考えているところでございます。

一方、1.の一番下のポツでございますが、2010年には、ご承知のとおり、メキシコ湾におきましてブリティッシュ・ペトロリアム、BPの油田におきまして大きな暴噴事故がございまして、非常に大きな影響をメキシコ湾の自然環境、海洋環境に与えたということがございます。一度不安定となってしまいますと、その後の対処は非常に困難というものでございますので、あのような事例を念頭に置きました新たな規制、新たな技術の導入を各国ないしは各事業者が進めているという状況に現在ございます。

このような動きに関しましてもしっかりフォローしていく必要があると考えておりまして、2.の調査目的・内容に進みますが、平成25年度より来年度までの3カ年の計画で、ただいま申しましたような背景をもちまして、各国の状況、特にメキシコ湾岸の北米、また北海、イギリス、北欧諸国というような状況、加えまして、現在、一番深いとされておりますブラジルの状況などを調査しているところでございます。

次のページにお進みいただきまして調査の内容、やや重複になりますけれども、各国の法令の状況でございまして、規制の具体的な基準の内容などを調査しているところでございます。また、環境影響への評価といったようなものも、各国によっていろいろな規制機関が行っておりますので、そのあたりのことに関しまして調査しているところでございます。

また、技術的な内容に関しまして、新たな技術が導入され、新たなシステムが導入さ

れているところがございますので、そのようなものは我が国ではこれまで余り使われてないものがございます。さらに、キャッピングシステムといったような暴噴防止装置が機能しなかったときに備えるシステムでございますとか、我が国ではまだ開発事例がない海底仕上げといったような坑口の処理方法といったようなものの動向を調べているところでございます。

以上、このような調査をさらに来年度に関しましても進めまして、将来に備えたいと考えているところでございます。以上でございます。

○山富会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

○松本委員 天然ガス鉱業会の松本でございます。

この大水深海底石油・天然ガス鉱山開発における保安動向調査についてでございますが、基礎試錐事業においても、大水深における候補地を提案している天然ガス鉱業会会員企業もでございます。また、私の所属する石油資源開発、弊社が鉱区を所有する大水深でありますメタンハイドレート鉱区では、経済産業省による掘削、中期生産試験も計画されております。こうした開発条件の厳しい気象・海象条件、そして候補地は台風コースであるといったことなども鑑みて、本動向調査は大変に意義ある調査だというふうに考えております。

以上、コメントさせていただきました。

○山富会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○松岡委員 京大の松岡ですけれども、1点コメントさせていただこうかと思います。

ご承知のようにB Pにおける事故は、一見対岸の火事のようにみえますが、実はB P以外に我が国のMOECOと、三井石油開発が、オペレーターではないのですけれども、当時この井戸に関連して鉱区を保持していた関係で、MOECOさんはこれに関していろいろ大変だったのではないかなというふうな状況を推察するところです。

そういう意味で、今石油業界、特に大水深はいろいろなところでチャレンジされています。逆にいいますと、将来我が国が大水深を掘ったときには、もしかすると海外のメジャーが、一部権利をもって一緒に共同探鉱というようなことが考えられるかもしれません。そういう状況において、今回いろいろな海外の事例を調査され、それを将来的には日本の法律の中にどういうふうに組み込むかは別にしても、国際化という観点も少し捉えて、ぜひこのような有益な調査を進めていただければ大変いいのではないかなというふうに思い

ますので、一つコメントを申し上げておきます。

○山富会長 ありがとうございました。

では、ぜひよろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

それでは、次の報告事項に移らせていただきます。

(6)「石炭じん肺訴訟の現状について」ということです。事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○伊藤石炭保安室長 石炭保安室長の伊藤でございます。お手元の資料7に基づいて説明させていただきます。

石炭じん肺訴訟につきましては、過去、国内の炭鉱で働いていた労働者が、多量の粉じんを吸入した結果、じん肺になったということで、企業を相手取り損害賠償を提訴してまいりました。昭和60年12月に、初めて国を相手取り、鉱山保安法に基づく規制権限の不行使が違法だということで、筑豊でじん肺訴訟が提起されました。そして平成16年4月27日に最高裁判決で、国のじん肺発生防止のための規制権限の不行使が国家賠償法上の違法であるということが確定したものでございます。

それ以来、ちょうど10年になりますが、私ども国は、最高裁判決の要件を満たす原告とは早期に和解して、要件を満たさない原告とは判決を求めていくという方針で対応しているところでございます。

要件といたしますのは、お手元の資料(1)から(3)にありますとおりの3つの要件でございます。この要件に合致した人は、ことし27年1月現在で、原告患者1,892名おりまして、賠償金として141億円を支払い済みでございます。今現在、札幌と東京と福岡の裁判所で208名の方が訴訟している状況でございます。この賠償金の額を大体見込み計算しますと、約16億円ということであります。

今回特にお伝えしたいのは、広報活動を強化したということでございます。めくっていただきますと、右に黄色いポスター、リーフレットをごらんいただけたと思いますけれども、こういうふうな形で私ども国は、平成23年12月からポスター、リーフレット、ホームページで、訴訟してくださいということを広報してまいりましたが、昨年4月から新しいポスターにして広報を強化しております

そのために、2ページ目の「なお」以下ですけれども、原告側の弁護団長からも、非常に色がいいとか、フレーズがいいというお褒めの言葉をいただいているところでございま

す。ごらんのとおり、問い合わせ件数も非常にふえております。問い合わせ内容は、ご本人ももちろんなのですが、相続人、息子さん、娘さんのほか、最近はお孫さんから問い合わせが来ているという状況でございます。

以上、じん肺訴訟に関してのご説明とさせていただきます。

○山富会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。——よろしゅうございますでしょうか。

それでは、最後の報告事項になります。

(7)「平成27年度鉱山保安関係予算案について」ということです。事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○藤原企画調整係長 それでは、資料8に基づいて簡単にご説明させていただきます。

1 ページ目ですけれども、こちらに鉱山保安関係予算の全体の金額を示させていただきます。27年度予算案として19億7,000万円の予算となっております。昨年より若干減ですが、ほぼ横ばいという形になってございます。

2 ページ目ですが、その内訳でございます。1 つ目の柱として、休廃止鉱山の鉱害防止対策ということで19億500万の予算となっております。1. の(1)にございます休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金、こちらが19億500万となっております、ほぼ前年同という形になっております。こちら、ご説明ございましたが、鉱害防止工事や坑廃水処理の補助金でございます。

(2)でございますが、こちらについては新規の予算となっておりますが、植物を活用した水質浄化に係る調査研究のための勉強費用でございます。

2 つ目ですが、J O G M E C による鉱害防止支援という形で、3 ページ目をめくっていただきたいのですけれども、予算措置ではございませんが融資制度がございまして、鉱害防止融資という形で5億円となっております。

2 つ目の項目ですが、石油・天然ガス鉱山の危害・鉱害防止対策ということで、先ほどもご説明させていただきましたが、大水深海底の鉱山保安対策調査委託費ということで6,500万円となっております。

以上になります。

○山富会長 ありがとうございました。

それでは、この予算についての説明、ご質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、全体を通じて何かご質問、コメント等がありましたらお出してください。——よろしゅうございますでしょうか。

では、ないようですので、以上をもちまして、本日予定しておりました議事を終了します。

最後に、事務局のほうから連絡事項がございましたらお願いいたします。

○吉野鉦山・火薬類監理官　　本日は、数多くの議事に関しまして多くの委員の皆様方からご意見、またご要望などをいただきまして、大変ありがとうございました。十分に来年度の行政に向けて反映してまいりたいと思います。

なお、議事の４でご紹介申し上げました金属鉦業等鉦害対策特別措置法施行規則の利率の改定に関しましては、今後約１カ月のパブリックコメントの手続を経まして、省令改正の手続をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○山富会長　　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の中央鉦山保安協議会、これにて閉会といたします。皆様、長時間ありがとうございました。

５．問い合わせ先：

経済産業省 商務流通保安グループ 鉦山・火薬類監理官付

電話：03-3501-1870

FAX：03-3501-6565